

畑地帯総合整備事業（継続）

【27,869（35,994）百万円】

対策のポイント

畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細く応じつつ、生産基盤の整備や生産・集落環境整備を総合的にを行います。

（多様な畑地農業）

畑地農業には、野菜農業、果樹農業、工芸作物（茶など）農業など、様々な種類と組合せがあります。

（畑地農業のための基盤整備）

それぞれの産地の状況に合わせて、畑地かんがい施設の整備や、排水条件の改善など、きめ細やかな農業生産基盤の総合的な整備が必要です。

政策目標

畑地帯における担い手の育成・強化により、畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図る

<内容>

畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図るため、以下の農業生産の基盤の整備と担い手の経営安定化のための生産・集落環境の整備及び所要の関連支援施策を一体的に実施します。

① 農業生産基盤整備

農業用排水施設、農道、区画整理、これらに密接に関連したその他整備（暗渠排水、土層改良、農用地造成、農地保全）

② 生産・集落環境整備

③ 交換分合

④ 農業経営高度化支援

（採択要件）

① 担い手育成型（担い手農家への農用地の利用集積を図る事業）

受益面積 20ha 以上（北海道は 100ha 以上、離島、沖縄、奄美は 10ha 以上）等

② 担い手支援型（担い手農家が一定割合以上を占める地区において実施する事業）

受益面積 30ha 以上（離島、沖縄、奄美は 10ha 以上）等

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 農林水産省 50%、北海道・離島 52%、沖縄 75%
奄美 2/3
3. 事業実施期間 平成 6 年度～

【担当】農村振興局水資源課

渡邊・寺田（03）3502-6246（直）